

産業組合の振興發展

松倉慶三郎述

特248

169



0026319000

0026319-000

特248-169

産業組合の振興發展

松倉慶三郎・述

法律研究会

昭和3

ADF

特248
169

産業組合の振興發展

著者寄贈本
松倉慶三郎述

産業組合の精神目的の達成と思想との關係及び民事商事との交渉

(一)

産業組合は農業、工業、商業其他の職業に從事する人々が自由競争上に於て大事業家や大資本家や大資產家に壓倒せられて職業上に生活上に困難苦痛に陥ることを防ぎ、一方にはそれ／＼從事する所の産業の發達進歩を計り經濟的地位を向上せしめ多數人々の幸福を増進して延いて國家の隆昌と社會の繁榮とを期するのである。

産業組合の精神こゝにありその目的斯の如し從て組合の幹部は内には多數の組合員に對しては先づ覺悟と忍耐事を處し、公平と正當に管理を爲し、忠實勤勉事務に服しその目的の達成に努むることを要し、又組合員は、勤勉努力獨立自助の精神を發揮し又一方には多數のものと共同し團結して、相互救援團體的一大勢力を爲すことを心掛け、即ち信用組合に於ける貸付の公平、販賣組合購買組合に於ける物品品質價額の比例の公平、利用組合の利用の正當及び組合員に對する貸付金回収や物品代金の徵收或は利用料の徵收及出資金を拂込ませることに付て寛、嚴、宜しきを得て公平を保持し事務の圓滑と進

涉とを期し、外に向ては組合事業上諸種の取引と交渉とよく組合の利益を計り組合の名譽を保ち組合員の幸福を期することを努め尙又組合事業振興に付て種々の關係事務を處理して行かなければならぬ。

組合員全體に對しても産業組合の精神目的を達するに付ての諸種の指導と獎激との方法を講して積極的に進むことを期せねばならない。

監事は監査督導の方法に付て最善を講せなくてはならない、只形式だけではよろしくない。組合員は組合の犠牲となるべきものでないのであるから、組合員の権利を主張して組合の利益と組合員の利益とを計ることを努めなくてはならない、法令に與へられ常理上許されたる権利の上に睡るべきではない。

組合の事業によるその方法を善用することは、信用組合に於ても販賣組合に於ても購買組合に於ても利用組合に於ても同一である、若しも之を善用せないこともあらば組合員となる効力を失ふこととなるので遺憾である。

從て産業組合は組合員各自の利益を計ることが主なる目的で組合そのもの、直接の利益を計るのではない、之れ營利會社と大に異なる點である、又組合員出資の拂込と株式會社の株金拂込義務に付ても異

るものがあることを注意せなければならない。

産業組合の發達を計り組合員の幸福を期するには産業經濟上の技術上のこと、指導上のこと統一上のことに付て大に努めなければならないが思想上のことを忘ることもあらば折角の努力も水泡に歸するの恐れがあるから用心せなければならない。

(二)

近來日本國內でありながら危険なる思想即ち國體並に個人の私有財產制度に對し之に危害を加へんとする（無政府主義）（共產主義）惡思想が動ともすれば現はれんとするので、政府は事態緊急なりとして議會を開く暇なく緊急勅令を以て之等を嚴重に取締る所の法令たる治安維持法の刑罰を非常に重くした、即死刑にまで重くなつた。又一方には思想に關する専門の検事が定められ、或は思想取締を専門に特別高等警察制度が全國各府縣に設けられる様な狀態である。

又外には露國がその國民の名に藉りて盛に危險思想を内地に宣傳することに努めて居り、某國はその後に隠れて資力を與へると聞く、聞くだに盛夏尙ほ粟を肌に生する思ひである、此秋に際して日本國民たるものは、國民精神の振興により金甌無缺の國家を擁護し國民の幸福を増進することに一大努力をせなければならぬ。

(三)

上に萬世、一系の天皇を奉じ下に七千萬國民一致團結して各本分を盡すに餘力を餘すべきでない。産業組合の發達を計り組合員の幸福を増進する事に付て國民精神振興のことを等閑にすることもあらば、産業組合の事業は根底より破壊せられ組合員の幸福を奪はれる事になる。

若し國體が破壊せられんとする事もあらば社會の秩序と云ふことは盡く紊れて麻の如くなる、如何にして生命、身體、財產、業務の保護を受くることを得るや、又如何にして各種の取引を圓滿確實に行ふことを得るや、換言すれば産業組合員は如何にして生活の安全保障を得、又如何にして業務に安心することを得るや、社會主義の經濟組織となれば、如何にして努力によりて得たる財產即ち土地金圓其他の財產を私有として保持することを得るや、他人に之を奪はれても共有となつた暁には之に對して何等の制裁を與へる事も出來なくなる從て各自はつまらないから働かなくなる、皆んなが働かないから生産減少して物質上の生活は出來なくなり生活上の幸福は破壊せられて信用組合の貸付も回収できず購買販賣組合の代金も受取れないことになる從て産業組合は滅亡する外なくなるから組合員の幸福は得られない。

(四)

組合員以外の國民個人の生活關係に於ても私有財產制度を破壊する謂ゆる社會主義的經濟制度となれば凡ての財產は共有となるから、各自が所有して居る財產は之を完全に所持して居られなくなり、經濟的幸福は破壊せられることは同一である。

故に産業組合は産業組合員の幸福を増進するには産業組合員に對しても又組合員以外のものに對しても組合を通じて、一層國民精神の振作を企圖して國本を強固にし私有財產制度を確立し之を擁護することに付て、大いに努めなければならない、特に産業組合の幹部としては常に心を茲に注がなければならぬ。

斯く觀來る時は産業組合幹部の責任は重く任務は大なるものがある。

(五)

農村には小作問題起りて地主も小作者も共に不利益の事情に陥りつゝあり、都會の商工業者には經濟の不況と産業の不振とが横はり、加ふるに天災地變の襲ひ來ることありて、産業經濟上實に容易でない。この際に處する産業組合幹部の苦辛は想ひやられるのである。

斯の如く思想上濟經上の困難に當面して産業組合の幹部が組合員全體の利益を計り幸福を期して努力し尙ほ又組合そのものを通じて、組合員以外一般の者に對しても精神的物質的の幸福増進を計ること

が國運の隆昌を期して、以て日本が世界一等國の名實を擧ぐる所以である。

(六)

此の外尙ほ産業組合に於ては諸種の法律關係に付て多くの交渉を有して居ることを注意せなければならぬ。

産業組合は信用、販賣、購買、利用等に於てそれ／＼民事、商事の取引關係の法規、諸種契約關係の法規と、交渉を有するものが甚だ多いのである、即信用組合では組合員との關係は勿論組合員以外のものとも預金關係、諸種關係が生じ、販賣組合、購買組合では組合員以外の第三者と物品賣買の取引が行はれ、物品の運送關係や其他も起り品質の鑑別より價額の高低やら物品又は代金の授受の履行問題等なかなか六ヶ敷ものがある、組合員に對する方面にも同様の法律關係も亦生ずる、從てこれらの契約及契約の效力並に履行請求の手續上のこと付ても最善、最知、最能を盡さなければならぬ、利用組合に於てもその設備、機械の購入やその他に付ても十分に注意の必要がある、斯る法律關係は信用組合に於ては借受者その者の力の程度及用法等の調査を精密に爲して回収を容易ならしむること、販賣購買組合に於ては販賣先き仕入先きの調査各地價額の比較、物價變動に對應する策或は又加工の技術上の事やその他組合員に對する方面や、利用組合に於ける設備及機械等對價、價額の如何及組合員に對する利用

の方法等の經濟的事情に關することも法律關係と相待て最善を盡さなければならぬ（各種組合の併合したものに付ても以上の法律關係經濟關係の合同したる丈けの相違である、從て重ねて之を説明するの煩を爲さないで前者を之に應用する）。

又組合の理事は組合に對して代理關係に立つものなればこの方面にも法律關係が生ずる、理事がその任務に背き組合並に組合員に損害を蒙らせるときは民事上の損害賠償問題や刑事上の制裁問題も起らざるを得ないことになる（社會的の制裁あることは勿論である）。

監事に付ても理事と同一又は類似の責任を負ふことを免れないことがあることを注意せなければならぬ、産業組合法には會社法の如く理事及監事に對して明文は設けてないがその性質上並に他の法令との關係上かくなるのである。

故に理事監事は外部的關係内部的關係の法令を知つて之を善處することを忘れてはならない。

(七)

又裁判の近來傾向を知らなければならぬ、成るべく訴訟を爲さないで解決を求むることが得策なるも、時に裁判上國家の保護を受けなければならないことがあるから豫め之を注意するの必要があるのである。

近來の法律は漸次道徳、經濟と調和を保つ様に改正せられつゝあり又改正せられんとして法律案も組み立てられて居るものが多い、從て民事裁判手續もこの傾向に促がされて法律理論的形式的の裁判でなくして實際生活を保護する様に活きた裁判をする様になつた、即裁判するに判決の結果を豫め見てその結果が甚しき不當である場合には大岡式裁判をする様になつてきた。

故に民事裁判手續を以前と同様に考へて居つては甚だしい間違である。

尙ほ又改正されて昭和四年度より施行を見んとする豫想の民事裁判手續は現在のものより餘程よくなつて居る、事件が真相と一致し又早く片付く様に種々の規程がある一例を擧ぐれば裁判を一審だけですまし上訴をせないとお互が約束すれば一審できまる、又上訴するときもその上訴期間が二週間に短縮せられ、又訴訟の当事者が裁判所で眞實を陳べることを誓つて虚偽のことを言ふときは制裁がある様になつた、その外種々あるが之を略するも改正法の要點丈けは注意する必要がある、そうでないと組合の幹部として正當なる主張を爲す機會を失して組合又は組合員に多大の損害を與へることになることができる。(別冊拙著参照)

(八)

現在の産業組合法は餘程之を改善せなければならぬ點があるので頗る議論がある、然れども法令は

運用する人を待つて生きるのである、故に善法でも運用が悪ければ惡法に劣り又惡法でも人によつては善法に勝ることがある、法律萬能の時代は過ぎて法律、道徳、經濟の調和を緊要とするのである、法律萬能の弊害は歴史が之を有力に證明して居ることを注意せなければならない。

故に産業組合でも同業組合でも徒らに法令を経とし約束を緯として理論的に法律の明文がかようてあるから又は約束がそうであるからとて、國民の實際生活を顧慮せないで或は四圍の事情を頓着せないで猪突極端に爲すべきものではない。

左りとて法令に違反することを教へ約束を無視することを唆るのでない、要は法律の精神たる正義に則とり、又約束の縁因たる國民幸福期待の心志に従つて産業組合法を運用して善處せなければならぬ、これは甚だ六ヶ敷いことであるが、ここに人生生活の妙諦が存するので凡ての幸福がこゝより湧き出づると知るべし、之に依りて産業組合の幹部はその人格品性と人格品性より漲り进ばしる努力と熱心と誠意とによりて以て十分に完全に産業組合の實績を擧げられんことを望むのである。國家の爲め社會の爲め民衆の爲めに切に之を望むのである。組合員に於ても産業組合の目的達成に付て一致團結共同の精神を以て組合幹部の苦衷を諒として國運の隆昌と各自の幸福増進の爲めに努力せられんことを切望す。(組合事務の技術上に關することは別に説明す)

昭和三年九月廿一日印刷

(非賣品)

昭和三年九月三十日發行

川越市大字川越千五百番地

著作兼發行人 松倉慶三郎

川越市大字川越千四百五十番地

印刷人 青山 博吉

川越市大字川越千四百五十番地

印刷所 株式會社 青山印刷所

川越市大字川越千五百番地

發行所 法律研究會
電話四五九番